

別紙 2 (法施行規則別紙 2)

規則第 3 条第 2 項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備 考

- 備考
- 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ (毒性等量にあっては、 $\text{ng TEQ}/\text{m}^3\text{N}$) とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、 ng/g (毒性等量にあっては、 $\text{ng TEQ}/\text{g}$) とする。
 - 2 測定方法の項においては、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
 - 3 実測濃度の項においては、2 の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
 - 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
 - 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ ND ”と記載すること。
 - 6 定量下限未満の実測濃度の測定量 (毒性等量) は、零とすること。
 - 7 用語の定義は、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
 - 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。